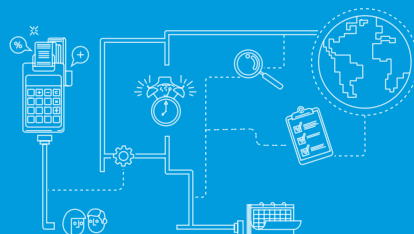


Japan Tax Update

2022.12.21

RSM汐留パートナーズ税理士法人



<速報> 令和5年度税制改正大綱

全体概要

2022年12月16日、自由民主党・公明党両党は、令和5年度税制改正大綱を閣議決定しました。

今回の与党税制改正大綱は、令和4年度の大綱に引き続き、岸田内閣の掲げる『成長と分配の好循環』の連鎖を生み出していくことを目的とし、「マーケット」、「産業」、「人材」への成長投資を一体的に強化するとともに、税制に限らない分配政策も適切に組み合わせることとしています。

「NISAの拡充・恒久化」や「スタートアップ・エコシステムの強化」は、貯蓄から投資への流れを推進し、投資やイノベーション創出による国全体の成長と国際競争力を促していく目的があるようです。税制改正にあたっての基本的な考え方としては、次が挙げられています。

- 1 成長と分配の好循環の実現
- 2 経済のグローバル化・デジタル化・グリーン化への対応
- 3 地域における活力と安全・安心な暮らしの創造
- 4 経済社会の構造変化も踏まえた公平で中立的な税制への見直し
- 5 円滑・適正な納税のための環境整備
- 6 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

以下、RSM汐留パートナーズ税理士法人のメンバーが厳選した、今回の主な改正項目の概要を説明いたします。今後の国会における改正法案審議の過程において、一部項目の修正等が行われる可能性がありますのでご留意ください。

法人課税

01 研究開発税制の見直し

研究開発税制は、国内の成長力・国際競争力を強化することを目的とした、研究開発投資を拡大することによるイノベーション創出に繋がる研究開発を促すための制度です。

研究開発投資に対する更なるインセンティブ強化を目指し、今回の改正から、一般形の税額控除率と試験研究費の増加による控除率カーブが見直されます。また、オープンイノベーション型におけるスタートアップ企業の対象範囲を広げることで条件を大幅に緩和し、大企業とスタートアップ企業がより活発に共同研究を行えるよう措置が講じられます。サービス開発のための試験研究費の範囲においても、新たなビッグデータの収集だけでなく既存のビッグデータの活用も対象として認められることとなります。

02 オープンイノベーション促進税制の見直し

オープンイノベーション促進税制とは、国内の対象法人等が、スタートアップ企業に対して一定額以上の出資による払込みをした場合、新規株式取得価額の25%を所得から控除できる制度です。今後スタートアップ企業の成長をより強力に促していくため、改正後は、売上や研究開発費などに係る一定の要件のもと、新規発行株式だけでなく、発行済株式を取得する場合（M&Aなど）においても制度の適用が認められるといった、優遇措置の拡充が行われます。

03 暗号資産の期末時価評価等の課税に係る見直し

国内の法人が保有する暗号資産については、税務上、期末に時価評価し、評価損益は課税の対象とされています。現行制度では、スタートアップ企業が、事業開発などを目的として継続的に保有している暗号資産についても課税が求められるため、開発段階から多額の納税により資金繰りが難しくなるなど、こうした取扱いは、国内のブロックチェーン技術を活用したビジネスの発展を阻害していると指摘されていました。

改正により、自己が発行した暗号資産でその発行の時から継続して保有しているものなど、一定の要件に該当する暗号資産については、期末時価評価課税の対象から除外されることとなります。

消費課税

01 適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置

令和5年10月に施行される消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）については、登録申請件数が著しく増加していることも踏まえて、インボイス制度開始から3年の間に免税事業者であった者がインボイス発行事業者となった場合には、当該事業者の納付税額を売上税額の2割とすることができるものとし、税額計算の事務負担を大幅に減らす措置を講じています。

02 課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合の経過措置

インボイス制度の定着までの実務に配慮して、基準期間における課税売上高が1億円以下、または特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行った課税仕入れについては、帳簿のみの保存により仕入税額控除を認めることとするといった事務負担軽減策を講じています。

03 適格返還請求書の交付義務の免除

インボイス制度事務負担軽減の観点から、振込手数料相当額を値引きとして処理する場合において、その値引き等の金額が1万円未満である場合には、少額の返還インボイスについて交付義務が免除されます。

納税環境整備

01 電子帳簿保存制度の見直し等

過少申告加算税の軽減措置の対象となる優良な電子帳簿の範囲については、信頼性の高い電子帳簿への移行を目指す観点から、規定の合理化・明確化がされました。またスキャナ保存制度については、制度の利用促進を図る観点から、更なる要件の緩和措置を講ずることとなっています。さらに電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度については、税務署が相当な理由があると認めるときの他、保存義務者の売上規模や保存状況により帳簿の検索機能の確保の要件が不要となる規定が整備されています。

02 加算税制度の見直し

仮装・隠蔽に該当しないため重加算税の対象にならないが、申告義務を認識していなかっただけとは言い難い悪質な無申告等については、納付すべき税額が300万円を超える部分に対する無申告加算税の割合を30%に引き上げる等の厳しい措置が設けられることとなります。

国際課税

01 グローバル ミニマム課税へ の対応

昨年、2021年10月8日、経済協力開発機構（OECD）/G20「税源侵食と利益移転（BEPS）包摂的枠組み」加盟国による「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対応する2つの柱」（BEPS2.0プロジェクトにおける基本設計）について合意が成立しました。この国際的な合意は、「第1の柱」の市場国への新たな課税権の配分と「第2の柱」のグローバルミニマム課税（最低税率課税）から形成されています。

日本国内では、法人税の引下げ競争に歯止めをかけるとともに、国際競争力の維持及び向上にも繋がるとして、「第2の柱」のグローバルミニマム課税の導入を先んじて進めることとなり、諸外国の動向などを踏まえつつ、まずは「所得合算ルール（IIR：Income Inclusion Rule）」に係る法制化が行われます。この制度の導入によって、各対象会計年度の直前の4対象会計年度のうち2以上の対象年度の総収入金額が7億5,000万ユーロ相当額以上である特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に対して、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税（仮称）を課することとなり、令和6年4月1日以後に開始する対象会計年度からの適用となります。

その他、軽課税所得ルール（UTPR：Undertaxed Profits Rule）や国内ミニマム課税（QDMTT：Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）を含む、OECDにおいて来年以降に実施細目が議論される見込みであるものについては、国際的な議論を踏まえて令和6年度税制改正以降の法制化が検討されます。

02 外国子会社合算 税制等の見直し

外国子会社合算（CFC）税制については、上記のグローバルミニマム課税（「第2の柱」）と併存するものとされています。「第2の柱」の導入により対象企業に追加的な事務負担が生じることを踏まえて制度の見直しが行われ、上記の適用開始に合わせて、令和6年4月1日以後に開始する事業年度より適用されます。特定外国関係会社の各事業年度の租税負担割合が27%（現行：30%）以上である場合は、会社単位の合算課税の適用が免除されます。また、申告書に添付が求められている外国関係会社に関する書類の範囲から、一部の部分対象外国関係会社に関する書類が除外され、保存が義務付けられることとなります。

個人所得課税

01 NISAの抜本的拡充と恒久化

岸田内閣の「資産所得倍増プラン」の実現に向けて「貯蓄から投資へ」の流れを加速するため、以下の通り、NISA制度の抜本的な拡充・恒久化が行われます。なお、改正は令和6年1月1日以後の所得税について適用されます。

- ① 年間投資上限額の合計は360万円まで拡充され、内訳は「つみたて投資枠」は現行の40万円から120万円、「成長投資枠」は現行の120万円から240万円となります。
- ② 一生涯にわたる非課税限度額は1,800万円までとされ、「成長投資枠」については、その内1,200万円となります。
- ③ 投資対象期間は、無期限となります。

02 スタートアップ再投資優遇税制の創設

スタートアップ・エコシステムの抜本的強化として、国内のスタートアップ企業の成長を促していくために、創業、事業展開、出口の各段階を通じたインセンティブを充実させるための優遇制度を創設・強化することとなります。保有株式の売却益を元手に創業者が企業した場合や、エンジェル投資家がプレシード・シード期のスタートアップ企業に再投資を行った場合に、再投資した部分につき株式譲渡益に課税しない制度を創設します。非課税の上限額は20億円までとされ、20億円を超える部分は株式取得価額から控除することによって課税の繰延べとされます。なお、対象企業の主な要件は以下となります。

- ・ 設立後1年未満の中小企業者であること
- ・ 販管費の出資金額に対する割合が30%を超えること
- ・ 特定の株主グループが株式の99%を超えないこと
- ・ 上場株式でないこと

その他、一定のスタートアップ企業については、ストックオプションの権利行使期間の上限が10年から15年へと延長され、エンジェル税制についても一部要件が緩和されます。

03 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

NISAの抜本的拡充・恒久化やスタートアップ・エコシステムの抜本的強化と合わせ、税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得を有する超富裕層への課税強化が行われます。具体的には、その年分の基準所得金額から3億3,000万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額が、その年分の基準所得税額を超える場合には、その超える金額に相当する所得税を追加で課せられます。こちらの改正は、令和7年分以後の所得税について適用されます。

04 個人事業者の届出等の提出方法及び提出期限の変更

個人事業者が事業を開始又は廃止した場合に行う各届出書等について、一括で提出できるよう次の見直しが行われ、令和8年1月1日以降、順次適用されることとなります。

- ① 開業・廃業等届出書について、その提出期限をその年分の確定申告期限とするとともに、記載事項が簡素化されます。
- ② 源泉所得税の納期の特例に関する承認申請書、青色申告承認申請書、青色専従者給与に関する届出書等の記載事項が簡素化されます。

05 源泉徴収票の提出方法の変更

現行では、給与所得に係る源泉徴収票を法定調書合計表に添付して税務署へ提出を行っていましたが、給与等の支払をする者が各市区町村に給与支払報告書を提出する場合、そこに記載された給与等については税務署長に源泉徴収票を提出したものとみなされることとなります。こちらは、令和9年1月1日以後に提出する源泉徴収票について適用されます。

相続・贈与課税

01 相続時精算課税制度の見直し

資産移転の時期の中立性を高めつつ次世代への早期の資産移転を促していくため、以下の通り「相続時精算課税制度」の使い勝手を向上させるための見直しが行われます。

- ① 相続時精算課税制度に、暦年課税と同水準の110万円の基礎控除が創設され、相続税の計算において加算される金額は、当該基礎控除額を控除した金額となります。
- ② 相続時精算課税制度により取得した一定の土地、又は建物が災害によって一定の被害を受けた場合には、贈与時の価額から災害により被害を受けた金額を控除した残額を相続税の計算において加算します。
- ③ 現行では、贈与の都度贈与税の申告が必要でしたが、基礎控除以内の贈与があった場合はその申告が不要となります。

こちらの改正は、令和6年1月1日以降適用されます。

02 生前贈与加算期間の延長

現行では、相続又は遺贈により財産を取得した者の、相続開始前3年以内に贈与により取得した財産については、相続財産に加算することとなりますが、資産移転の時期の中立性を高めていく観点から、今回の改正において、相続財産に加算される期間が3年から7年に延長されます。

改正後においても生前贈与加算の対象者についての変更はなく、延長した期間（4年間）に受けた贈与総額のうち、100万円までは相続財産に加算しないこととなります。

こちらの改正は、令和6年1月1日以降からの贈与により適用され、令和9年1月1日以降に発生する相続について影響が出ることとなります。

03 教育資金の一括贈与に係る非課税措置の見直しと適用期間の延長

贈与者が教育資金管理契約終了の日までに死亡し、受贈者側でその日までに使い切れていない教育資金がある場合について、改正後は、受贈者が23歳未満の学生である場合においても、相続税の課税価格が5億円を超える時には、その残額を相続等により取得したものとみなされることとなります。また、その残額については受贈者の年齢に関わらず「一般税率」において贈与税が計算されます。

なお、現行制度の適用期限は令和5年3月31日までとなっていましたが、令和8年3月31日まで3年延長されます。

04 結婚・子育て資金の一括贈与に係る適用期間の延長

非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額について贈与税が課される場合、改正後は、贈与税の税率は「一般税率」において計算されることとなり、課税がより強化されます。なお、現行制度の適用期限は令和5年3月31日までとなっていましたが、令和7年3月31日まで2年延長されます。

ご不明な点などございましたら、当法人の貴社担当者までお問合せください。

RSM汐留パートナーズ株式会社 [☎](#)

RSM汐留パートナーズ税理士法人 [☎](#)

〒105-7133 東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター33階

パートナー
長谷川 裕哉

アシスタントマネージャー
出口 拓矢

パートナー
松橋 亮太

アシスタントマネージャー
保科 英樹

シニアマネージャー
藤井 淳平

- [税務アドバイザー](#) [☎](#)
- [国際税務コンサルティング](#) [☎](#)
- [M&Aに関する税務コンサルティング](#) [☎](#)
- [事業承継・相続に関する税務コンサルティング](#) [☎](#)